

企業版ふるさと納税マッチング業務委託の公募に関する質問及び回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	公募要領 2 応募資格(2)	長崎市物品等競争入札有資格者名簿への登録について、応募締切（令和8年9月16日(水)17:30）までに登録手続が完了している必要がありますでしょうか。手続き中（すでに申請し審査中）の状態でもご応募は可能でしょうか。	登録済みである必要があります。応募書類提出時点で完了していない場合、審査状況を官民連携推進室において確認しますのでご相談ください。
2	公募要領 5 契約書の作成の可否	契約締結にあたり、当社では企業版ふるさと納税支援業務に特化した準委任型の契約書ひな型を使用しております。契約内容のご協議にあたり、当社ひな型をベースとしたご協議は可能でしょうか。	貴社のひな型をベースとした契約内容の協議は可能ですが、本市の標準契約との整合性を図りながら整理していく必要がありますので、必ずしもひな型どおりにならないことをご了承ください。
3	仕様書 6 (1)成果対象 イ	次年度以降に関することとなりますが、今年度の参加可否の判断材料の参考として伺います。本業務の成果対象は「原則として新規企業（本市に寄附を行ったことがない企業）」とのことですが、今年度ご契約いただき次年度もまた当社契約していただいた場合、当社が過去紹介し既に長崎市へ寄附いただいた企業からの継続寄附については、成果対象に含めていただけますでしょうか。	次年度以降の本業務については現時点で未定です。
4	仕様書 5 (2)／6(1)	当社が働きかけを行った寄附見込企業が、当社を介さず直接貴市へ寄附申出書を提出した場合であっても、当社の働きかけによる成果であることを客観的・合理的に証明できるときは、内容を確認のうえ、協議、委託料の対象としていただくか都度確認をさせていただきますでしょうか。	仕様書「5 業務内容 (2) 寄附見込み企業への働きかけ及びマッチング業務」に記載のとおり、「寄附の意向は令和8年12月末日までに確定させ、受注者を経由して寄附申出書等を本市へ提出する」必要がありますので、寄附申込書は受注者を経由してご提出いただくことが委託料お支払いの条件となります。
5	仕様書 7 委託料／ 公募要領 (5)(6)	委託料見込額は支払総額の上限となりますでしょうか。その場合支払総額が上限に近づいた場合、速やかに当社へご連絡いただけますでしょうか。	現時点では、公募要領「1 業務の概要 (5) 委託料見込額」に記載のとおり、すべての受注者に対する支払総額の上限は、2,420,000円（税込）となります。受注者1者への支払上限額を484,000円としているものではありません。また、すべての受注者への支払総額が上限2,420,000円に近づいた場合には本市からご連絡し、寄附見込みの状況などを確認させていただくこととなります。
6	その他	本業務に係る費用は受注者負担と記載がありますが、当社から寄附見込企業へ制度案内資料（パンフレット等）を送付する際の、封筒の準備・配送費用（長崎市から当社へご提供いただく際の配送費を含む）について、ご負担いただくことは可能でしょうか。	本市の封筒の使用が本業務の目的達成に資すると認められる場合は、封筒を受注者に提供することは可能です。また、本市から受注者への封筒を送付する費用は本市において負担します。しかしながら、寄附見込企業様へ資料を送付いただく費用は受注者の負担となります。
7	公募要領 3(1)文書 番号2／ 様式ア	組織調書（様式ア）の添付書類として求められている「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」について、原本ではなく写し（コピー）での提出は可能でしょうか。	写しをご提出でいただくことで構いません。
8	公募要領 3(5)提出 方法	郵送方法について「配達証明付き書留郵便に限る」とのご指定がありますが、レターパックプラス（追跡番号あり・対面配達）での提出でも認めていただけますでしょうか。	「公募要領3 応募の手続き (5) 提出方法」に記載の「持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）」によっていただく必要があるため、レターパックプラスでの提出は認められません。

9	仕様書 6 本業務の 成果	令和8年12月末までに申出書の提出があったものが対象とのことです。 令和9年1月～3月にご検討される企業も多いかと思いますが、入金が令和9年3月末までに行われることを条件に、寄附の受け入れを可能にさせていただくことは可能でしょうか。令和9年1月以降にご寄附のお声をいただいた際の対応をご相談させていただきたいです。	仕様書「6 本業務の成果 (2) 成果判断」に記載のとおり、「令和8年12月31日（木）までに寄附申出書等の提出をもって判断の対象とする。」こととなりますので、令和9年1月以降の寄附申出書等の提出は対象となりません。
10	1. 業務等 実績調書 （様式 イ）	契約書を提出することは可能ですが、作成要領に記載されている例のような「寄附獲得金額」等について、最終的にいくら寄附を実現したかを証明できる書類を弊社では保有しておりません。 その場合、契約書等により、当該業務を受託していたことが確認できれば問題ございませんでしょうか。	ご見解のとおりで構いませんが、契約書等に契約金額の記載がない場合、様式イ（業務等実績調書）の「契約金額」の欄には実際の委託料支払額をご記入ください。
11	2. 配置予 定者調書 （様式 ウ）につ いて	注意書きに「組織調書に記載した者は、それぞれ配置予定者調書が必要」との記載がございました。 弊社では、企業版ふるさと納税の支援業務を部署単位で実施しているため、担当者個人単位での実績を切り分けて提示することが難しい状況です。 この場合、代表者1名の実績を配置予定者の実績として記載する形でも問題ございませんでしょうか。	ご見解のとおりで構いません。
12	3. 契約金 額・業務 経歴等の 記載につ いて	契約している自治体の中には、固定の契約金額がなく、委託料を寄附額に対する割合（％）として定めている契約が多くございます。 その場合、契約金額の欄には、実績値や委託料（％）を記載する形でも問題ございませんでしょうか。 また、実績値等の記載が可能な場合、年度ごとの実績を記載するのがよいのか、複数年度の累計実績を記載するのがよいのかについても、ご教示いただけますと幸いです。	様式イ（業務等実績調書）の契約金額の欄及び様式ウ（配置予定者調書）の下欄の履行実績の契約額の欄については、契約書等に契約金額の記載がない場合には実際の各年度における委託料支払額をご記入ください。
13		併せて、今回の「業務等実績調書」および「配置予定者調書」における業務経歴・履行実績について、どの程度の内容を記載することを想定されているか、可能な範囲でお伺いできますと幸いです。	様式ウ「配置予定者調書」における業務経歴・履行実績の欄については詳細な経歴や実績までは必要ありませんので、簡潔に記載してください。